

3-2 パッケージ型消火設備の取扱い

パッケージ型消火設備の設置については、「パッケージ型消火設備の設置基準（一部消防法施行令第32条の特例適用）について」（平成29年5月25日付け消予第303号津市消防本部予防課長通知別添3（一部改正 令和元年5月30日付け消予第284号津市消防本部予防課長通知））に基づき指導するものとする。

別添 3

パッケージ型消火設備の設置基準（一部消防法施行令第32条の特例適用）について

- (1) 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下「告示」という。）第3の規定に定める「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」について、次のアからウのいずれかに該当するものについては、「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に該当しないものとして取扱って差しつかえないこととする。なおこの場合、地階又は無窓階については、政令第32条を適用することとする。

ア 次の a 及び b に掲げる場所

- a 初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部（建築基準法令で必要とされる排煙設備と同等の面積を有するもの（床面積の50分の1以上）又は周長の長辺1面と短辺の2分の1面以上の開口面積等）又は随時容易に開放できる開口部（建基政令に基づき設置された排煙設備（500㎡以内で区画された、天井又は天井から下方0.8m以内で床面積の50分の1以上の開口面積を有するもの））を有していること。
- b 避難時に主要な避難口を容易に見通すことができ、又は上記アの当該開口部から避難できる場所（誘導灯が消防法令基準ど

おり設置されているものを含む）。

イ 次の a 及び b に掲げる場所

a 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものではないこと。

b 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること（誘導灯が消防法令基準どおり設置されているものを含む）。

ウ 既存防火対象物で、居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては 20 m 以下、避難階以外の階にあっては 10 m 以下である場所

(2) パッケージ型消火設備は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設けること。

(3) 告示第 3 の規定により、令別表第 1（14）項に掲げる防火対象物については、パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物から除外されているが、上記(1)及び(2)並びに次の要件を満たす場合は、政令第 32 条に定める消防用設備等の基準の特例を適用し、設置することができるものとする。

ア ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）は除く。

イ 収納される収納物の保管状況について、保管高さが 10 m 未満のものに限る。

ウ 設置するパッケージ型消火設備は I 型に限る。

エ 階ごとに、その階の各部分から 1 のホース接続口までの水平距離が 15 m 以下となるように設けること。

オ 誘導灯を設置すること。

(4) 当該設置基準を適用するにあたり、上記(1)における地階又は無窓階への設置及び上記(3)については、政令第 32 条に定める消防用設備等の基準の特例を適用し設置することとなるため、同意事務処理要綱に定める消防用設備等の基準の特例適用申請に基づき処理するものとする。